

令和5年度

佐賀県教科用図書選定審議会

佐賀県教育委員会

○ 選定審議会配布資料

項 目

(1) 開催要項	1
(2) 諮問	2
(3) 採択の流れ（図）	4
(4) 採択地区協議会の構成市(町)について	5
(5) 選定審議会について	6
(6) 法令関係	7
(7) 委員一覧表	3 1
(8) 事務局一覧	3 2
(9) 座席表	3 3

令和5年4月20日

佐賀県教科用図書選定審議会 会長 様

佐賀県教育委員会



令和6年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条第2項並びに同法施行令第8条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 採択基準の在り方
- 2 採択を適正に実施するための手続き
- 3 選定に際して参考とすべき資料

(理由)

令和6年度以降に県内の小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部において使用する教科用図書並びに令和6年度に県内の特別支援学校小学部及び中学部並びに小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる一般図書については、令和5年度に採択することになっている。

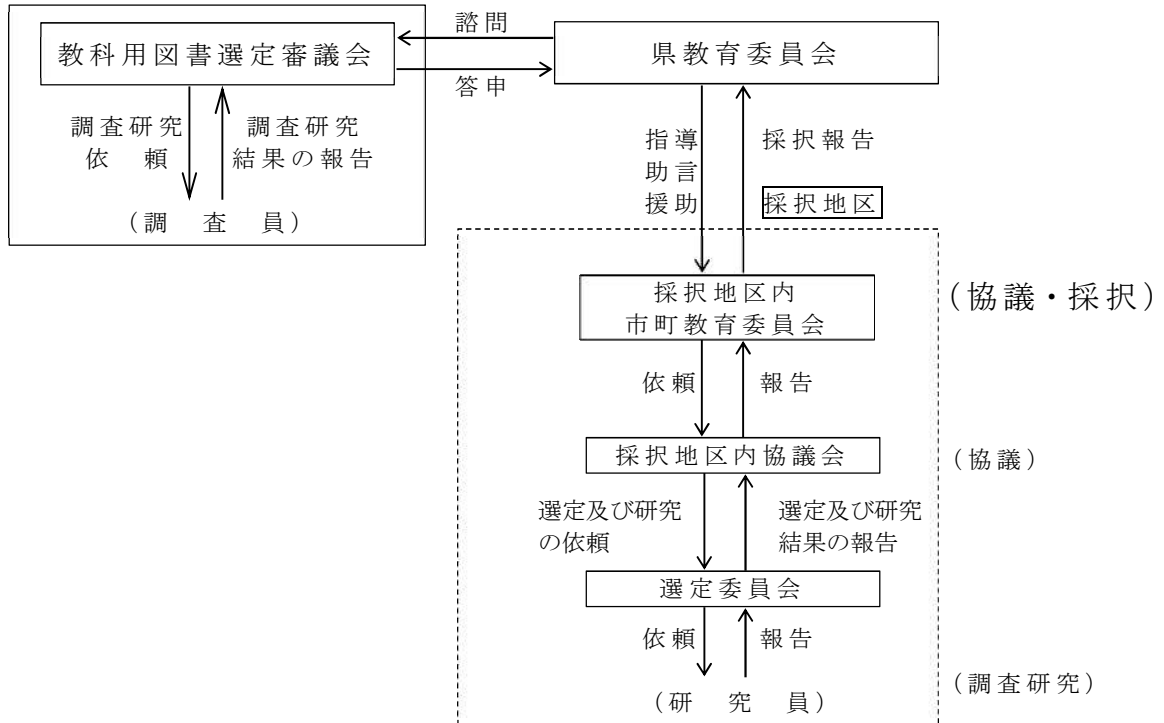
よって、佐賀県教育委員会は、教科用図書の採択の適正な実施並びに市町教育委員会及び国立大学法人附属小学校、国立大学法人附属特別支援学校の校長が行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行う必要がある。

このため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び13条第2項並びに同法施行令第8条の規定に基づき、諮問をするものである。

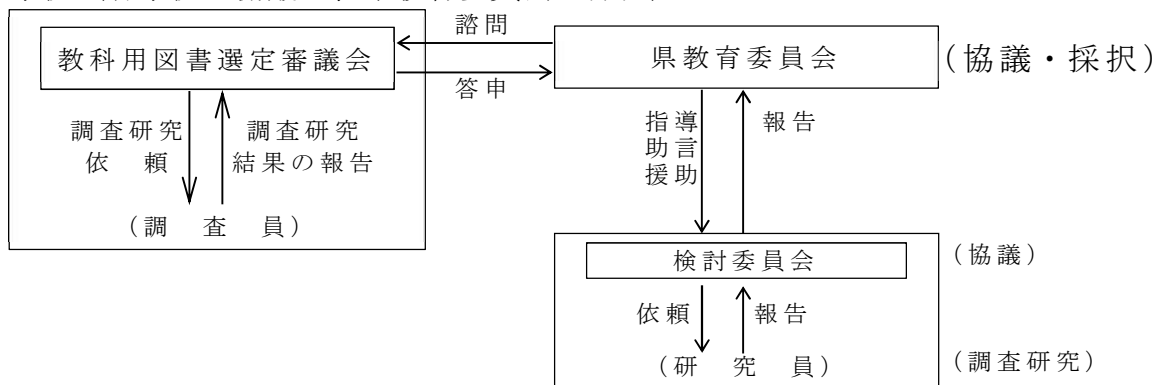
義務教育諸学校の教科用図書採択の流れについて

(教科書無償措置法による)

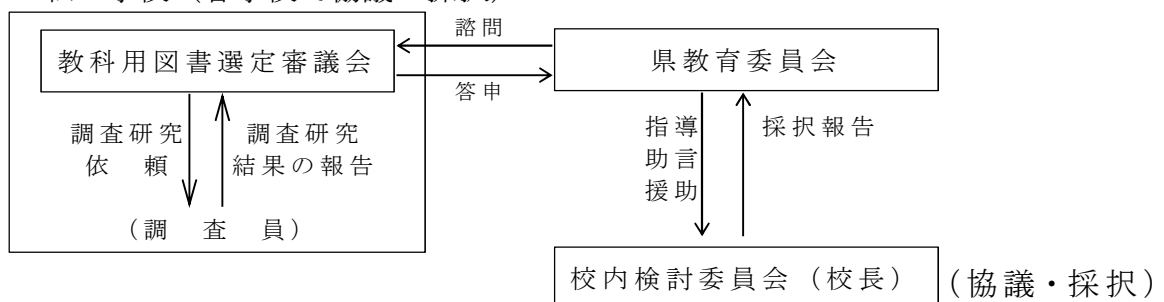
市町立学校（採択地区内の市町教育委員会が協議し、同一の教科書を採択）



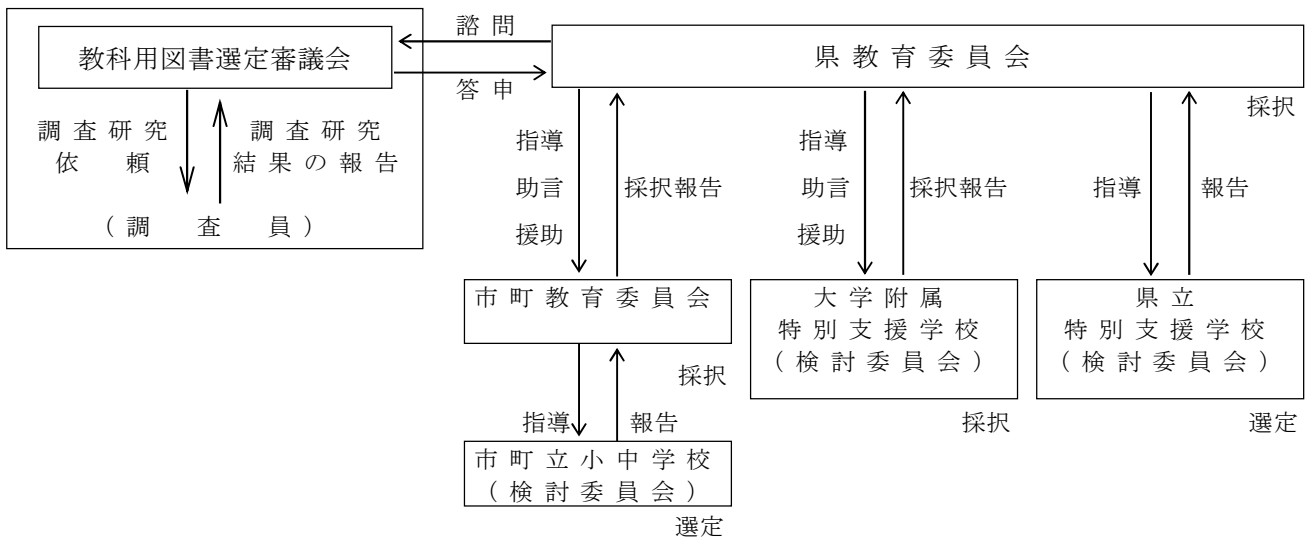
県立学校（各学校で協議し、県教育委員会が採択）



国立・私立学校（各学校で協議・採択）



学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書（一般図書）について



(参考資料)

採択地区協議会の構成市（町）について

採択地区協議会の名称	構成市（町）の名称
三神地区	鳥栖市 上峰町 基山町 神埼市 みやき町 吉野ヶ里町
佐賀市・多久市・小城市地区	佐賀市 多久市 小城市
唐津地区	唐津市 玄海町
杵西・藤津地区	武雄市 白石町 大町町 伊万里市 江北町 有田町 鹿島市 嬉野市 太良町

令和5年度 佐賀県教科用図書選定審議会について

1 教科用図書選定審議会の位置付け及び役割

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38.12.21 法律第182号）（第10条、11条）

- 県教育委員会は、市町教育委員会及び義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、指導、助言又は援助を行わなければならない。
- 県教育委員会は、指導、助言又は援助を行うときは、教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならない。
- 選定審議会は、毎年度4月1日～8月31日まで設置する。

2 教科用図書選定審議会・採択の周期

【検定済教科書】 ◎：審議会及び採択替え ○：使用開始 道のみ：特別の教科 道徳のみ採択

校種		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校・ 特別支援学校小学部	審議会／採択			◎道のみ	◎	◎				◎	
	使用開始	○			○道のみ	○	○				○
中学校・ 特別支援学校中学部	審議会／採択	◎			◎道のみ	◎	◎	◎道徳			◎
	使用開始		○			○道のみ	○	○	○道徳		

※審議会及び採択替えの周期は、国立、公立（県立、市町立）、私立にかかわらず同じ周期である。

【一般図書】 ◎：審議会及び採択替え ○：使用開始

校種		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
特別支援学校 小学部、中学部 小学校、中学校、 義務教育学校の 特別支援学級	審議会／採択	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	使用開始	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書（一般図書）については、毎年度異なる図書を採択することができる。

3 委員数（佐賀県教科用図書選定審議会委員定数条例 第2条）

20人

4 委員の構成（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第9条）

- 1号委員 義務教育諸学校の校長及び教員 [法令により20人のうちおおむね1/3と定められている]
- 2号委員 県教育委員会事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員、並びに市町村教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
- 3号委員 教育に関し学識経験を有する者

5 任期（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条）

令和5年4月1日～令和5年8月31日

6 審議会の日時 第1回 令和5年4月20日(木) 14:00～16:30 予定

第2回 令和5年6月2日(金) 9:30～16:30 予定

7 具体的内容

- 令和6年度以降に県内の小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部において使用する教科用図書の採択並びに令和6年度に県内の特別支援学校小学部及び中学部並びに小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書（一般図書）の採択について審議を行う。
- 審議の内容
 - ・ 採択基準の在り方について
 - ・ 採択を適正に実施するための手続きについて
 - ・ 選定に際して参考とすべき資料について
 - ・ 情報公開について

教科用図書選定に係る法令

- 教育を受ける権利・義務教育の無償……………【資料 1】
「日本国憲法」
- 義務教育
「教育基本法」
- 義務教育・教科用図書
「学校教育法」
- 教育委員会の職務権限
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

- 都道府県教委の任務、選定審議会、教科用図書の採択、
採択地区……………【資料 2】
「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」

- 審議会の設置期間、所掌事務、委員、県教委規則への委任、
同一教科用図書を採択する期間……………【資料 3】
「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

- 同一教科用図書の採択の特例……………【資料 4】
「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」

- 教科用図書の特例……………【資料 5】
「学校教育法」

- 審議会定数……………【資料 6】
「佐賀県教科用図書選定審議会委員定数条例」

- 審議会の目的、会長及び副会長、会議、調査員……………【資料 7】
「佐賀県教科用図書選定審議会規則」

- 審議会の非公開……………【資料 8】
「佐賀県情報公開条例」

- 審議会の情報提供指針……………【資料 9】
「審議会等の会議の情報提供に関する指針」

【資料 1】

○ 日本国憲法

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

○ 教育基本法

（義務教育）

第 5 条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○ 学校教育法

〔普通教育の義務〕

第 16 条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に 9 年の普通教育を受けさせる義務を負う。

〔就学義務〕

第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その終了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務

を負う。

3 前 2 項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔病弱等による就学義務の猶予又は免除〕

第 18 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。

〔保護者に対する援助〕

第 19 条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

〔学齢児童又は学齢生徒使用者の義務〕

第 20 条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

〔普通教育の目標〕

第 21 条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 5 条第 2 項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (2) 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (3) 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- (5) 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- (6) 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (7) 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (8) 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- (9) 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と

技能を養うこと。

- (10) 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

〔教科用図書・教材〕

第 34 条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他のちかくによつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電磁計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

3 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の動向に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することによりより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

4 教科用図書及び第 2 項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

5 第 1 項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

〔準用規定〕

第 49 条 第 30 条第 2 項、第 31 条、第 34 条、第 35 条及び第 37 条から第 44 条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第 30 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 46 条」と、第 31 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 46 条」と読み替えるものとする。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【資料 2】

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38. 12. 21 法律第 182 号)

(都道府県の教育委員会の任務)

第 10 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第 11 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第 12 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第 13 条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見を聞いて、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第 1 項の場合において、採択地区が 2 以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第 17 条において「採択地区協議会」という。)を設

なければならない。

- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登録された教科用図書のうちから行わなければならない、ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、この限りではない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第15条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（政令への委任）

第17条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

【資料3】

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39.2.3 政令第14号)

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第7条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第8条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- (1) 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- (2) 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第9条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

- (1) 義務教育諸学校の校長及び教員
 - (2) 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
 - (3) 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第10条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区協議会の組織及び運営)

第11条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

- 2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項

は、採択地区協議会の規約で定める。

(採択地区協議会の規約事項)

第 12 条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 採択地区協議会の名称
- (2) 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- (3) 採択地区協議会の組織
- (4) 教科用図書の選定の方法
- (5) 採択地区協議会の経費の支弁の方法

(採択地区協議会の規約の変更)

第 13 条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

(採択の時期)

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

2 9 月 1 日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第 15 条 法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第 1 項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

【資料 4】

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39. 2. 14 文部省令第 2 号）

（同一教科用図書の採択の特例）

第 6 条 法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第 15 条第 2 項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第 3 項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）
発行が行われないこととなつた教科用図書を採択していた期間
- (2) 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間
- (3) 教科用図書検定規則（平成元年文部科学省令第 20 号）第 12 条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書を採択していた期間
- (4) 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間
- (5) 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第 13 条第 3 項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

第 7 条 法第 15 条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものと第 7 条法第 15 条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- (2) 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

【資料5】

○ 学校教育法（昭和 22. 3. 31 法律第 26 号）

〔教科用図書使用の特例〕

附則 第 9 条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項（第 49 条、第 49 条の 8、第 62 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第 34 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

【資料 6】

○ 佐賀県教科用図書選定審議会委員定数条例（昭和 39. 3. 31 条例第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、佐賀県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数について定めるものとする。

（定数）

第 2 条 審議会の委員の数は、20 人とする。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

【資料 7】

○ 佐賀県教科用図書選定審議会規則（昭和 39. 4. 1 教育委員会規則第 5 号）

（目的）

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）第 11 条の規定により、佐賀県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会は、会長が必要と認めるとき、又は委員の 3 分の 1 以上の者から会議招集の請求があつたときは会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(調査員)

第4条 審議会に、教科用図書を選定に関する事項を調査させるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、次の各号に掲げる者のうちから県教育委員会が任命する。

- (1) 義務教育諸学校の校長及び教員
- (2) 県及び市町教育委員会の事務局の職員

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、県教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の審議を経て会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

【資料 8】

○ 佐賀県情報公開条例（「情報公開事務の手引き」より抜粋）

（公文書の開示義務）

第 6 条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(5) 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

《趣旨》

本号は、県の機関等又は国等の事務事業についての行政内部の審議、調査、試験研究等及び当該事務事業の公正かつ円滑な実施を確保する観点から非開示事項を定めたものである。

行政内部の審議等の情報の中には、それぞれ職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理しているものであっても、行政としての最終的な意思決定までの一過程にあるものが多く、このような未確定の情報を開示すると、県民に混乱や誤解を招いたり、行政内部の率直な意見交換、情報交換に支障を生じ、当該審議等又は当該事務事業の実施に支障を生ずることがある。

したがって、これらの情報が記録された公文書は、非開示とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等の機関との間において行われる」とは、県の機関等が行う事務事業及び国等が行う事務事業に関して、県の機関等又は国等の機関が単独に行うもの、県の機関等が相互に協力して行うもの、県の機関等と国等の機関が共同して行うものなどをいう。
- 2 「審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報」とは、審議、検討、調査、試験研究、意見調整、打合せ、相談等に直接利用する目的で作成し、又は取得した情報及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報をいう。
- 3 「当該審議等若しくは同種の審議等」とは、当該審議等のほか、現在行っている又は将来行う同種の審議等をいい、他の実施機関が行う同種の審議等も含まれる。
- 4 「当該事務事業若しくは同種の事務事業」とは、当該事務事業のほか、現在行っている、又は将来行う同種の事務事業をいい、他の実施機関が行う同種の事務事業も含まれる。
- 5 「著しい支障が生ずるおそれのあるもの」とは、次のような情報をいう。ただし、何らかの支障が生じるおそれがあるというだけでは足りず、情報の開示によって審議等の公正かつ円滑な実施が損なわれるおそれが客観的かつ具体的に認められる場合でなければならない。
 - (1) 未成熟な情報であって、開示することにより県民に誤解を与えたり、又は無用の混乱を招くおそれのあるもの
 - (2) 行政内部の各種会議、意見交換等の記録で、開示することにより率直な意見交換又は情報の交換が妨げられるおそれのあるもの
 - (3) 審議等に関して収集（取得）した資料等で、開示することにより、その後の審議等に必要な資料等を得られなくなるおそれのあるもの
 - (4) 調査、試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要のある事業計画、検討案等で、開示することにより、一部の利用者によりのみ特定の利益を与えると認められるもの
- 6 本号は、意思決定過程における情報に関する規定であり、次号は、意思決定後の事務の実施に係る情報に関する規定である。

【資料 9】

○ 審議会等の会議の情報提供に関する指針

制定 平成 15 年 9 月 12 日付け 広第 626 号総務部長通知

第 1 目 的

この指針は、審議会等の審議等の状況を県民に明らかにし、もって開かれた県政を推進するため、審議会等の会議に関する情報の提供について必要な事項を定める。

第 2 対 象

対象となる審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された協議会、委員会等とする。

第 3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条各号に掲げる非開示情報に該当すると認められる事項について審議、審査又は調査等（以下「審議等」という。）を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第 4 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第 3 に定める会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。
なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至った場合は、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。
- (2) 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議会等を分離して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

第 5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し、県民総合相談・情報提供窓口（本庁）及び県政情報閲覧コーナー（総合庁舎）（以下「情報提供窓口」という。）に配架することにより県民に周知するよう努めるとともに、報道機関にその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- ア 審議会等の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別及び非公開にあつてはその理由
- カ 傍聴者の定員
- キ 傍聴手続
- ク 問い合わせ先

第7 会議結果及び会議資料の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、委員の意見等の要旨及び事務局説明の概要等を掲載した会議概要及び会議資料を、会議終了後2週間以内に、県のホームページに掲載するとともに、情報提供窓口配架して、県民の閲覧に供するものとする。
- (2) 県の基本的な施策及び重要な事業等を審議する審議会等並びに県民の関心が高い事項を審議する審議会等は、公開した会議の結果について、当該審議会等の判断により、個人情報保護に留意の上、委員の意見等及び事務局説明等を記載した会議録を、会議終了後1月以内に、(1)に定める方法により公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議を非公開にした場合であっても、情報公開条例第6条各号に掲げる非開示情報に該当するものを除き、当該審議会等の判断により、会議概要及び会議資料を(1)に定める方法により公開するとともに、案件に応じて、会議終了後に報道機関に情報の提供を行うものとする。

第8 審議会等の概要の作成及び公開

審議会等は、名称及び設置根拠等に関する資料（以下、「審議会等の概要」という。）を作成し、県のホームページに掲載するとともに、広報広聴課に提出するものとする。広報広聴課は、「審議会等の概要」を情報提供窓口配架して、県民の閲覧に供するものとする。

第9 その他

この指針に定めるもののほか、運用に当たって必要な事項は、別に定める。

第10 適用期日

この指針は、平成15年9月22日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」より第2章各教科を抜粋

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者 である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設

定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

- (3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
- (6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

※以下、目標のみ抜粋。

【生活】

1 目標

具体的な活動や体験を通して、生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。
- (3) 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

- ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもつとともに、身の回りの生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付けるようにする。
- イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心を持ち、感じたことを伝えようとする。
- ウ 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に関心を持ち、意欲をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴や変化に気付くとともに、身近な生活において必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて気づき、感じたことを表現しようとする。

ウ 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけようとして、意欲や自信をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

○3段階

(1) 目標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりについて気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。

ウ 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとして、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

【国語】

1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。

(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。

イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。

ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに、言葉を使おうとする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

ア 日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。

イ 言葉が表す事柄を想起したり受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。

ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、読み聞かせに親しみ、言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。

【算数】

1 目標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気づき理解するとともに、日常の事象を数量や図形に注目して処理する技能を身に付けるようにする。

- (2) 日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり柔軟に表したりする力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさに気付き、関心や興味をもち、学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとする態度、算数で学んだことを学習や生活に活用しようとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

A 数量の基礎

ア 身の回りのものに気付き、対応させたり、組み合わせたりすることなどについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りにあるもの同士を対応させたり、組み合わせたりするなど、数量に関心をもって関わる力を養う。

ウ 数量や図形に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

B 数と計算

ア ものの有無や3までの数的要素に気付き、身の回りのものの数に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りのものの有無や数的要素に注目し、数を直感的に捉えたり、数を用いて表現したりする力を養う。

ウ 数量に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

C 図形

ア 身の回りのものの上下や前後、形の違いに気付き、違いに応じて関わることについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りのものの形に注目し、同じ形を捉えたり、形の違いを捉えたりする力を養う。

ウ 図形に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

D 測定

ア 身の回りにあるものの量の大きさに気付き、量の違いについての感覚を養うとともに、量に関わることについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りにあるものの大きさや長さなどの量の違いに注目し、量の大きさにより区別する力を養う。

ウ 数量や図形に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

A 数と計算

ア 10 までの数の概念や表し方について分かり、数についての感覚をもつとともに、ものと数との関係に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。

イ 日常生活の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の数え方を考え、表現する力を養う。

ウ 数量に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

B 図形

ア 身の回りのものの形に着目し、集めたり、分類したりすることを通して、図形の違いが分かるようにするための技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りのものの形に関心をもち、分類したり、集めたりして、形の性質に気付く力を養う。

ウ 図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

C 測定

ア 身の回りにある具体物の量の大きさに注目し、量の大きさの違いが分かるとともに、二つの量の大きさを比べることについての技能を身に付けるようにする。

イ 量に着目し、二つの量を比べる方法が分かり、一方を基準にして他方と比べる力を養う。

ウ 数量や図形に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

D データの活用

- ア 身の回りのものや身近な出来事のつながりに関心を持ち、それを簡単な絵や記号などを用いた表やグラフで表したり、読み取ったりする方法についての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りのものや身近な出来事のつながりなどの共通の要素に着目し、簡単な表やグラフで表現する力を養う。
- ウ 数量や図形に関心を持ち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。

○3段階

(1) 目標

A 数と計算

- ア 100 までの数の概念や表し方について理解し、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法の意味について理解し、これらの簡単な計算ができるようにすることについての技能を身に付けるようにする。
- イ 日常の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の数え方や計算の仕方を考え、表現する力を養う。
- ウ 数量の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

B 図形

- ア 身の回りのものの形の観察などの活動を通して、図形についての感覚を豊かにするとともに、ものについて、その形の合同、移動、位置、機能及び角の大きさの意味に関わる基礎的な知識を理解することなどについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りのものの形に着目し、ぴったり重なる形、移動、ものの位置及び機能的な特徴等について具体的に操作をして考える力を養う。
- ウ 図形や数量の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

C 測定

- ア 身の回りにある長さや体積などの量の単位と測定の意味について理解し、量の大きさについての感覚を豊かにするとともに、測定することなどについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りにある量の単位に着目し、目的に応じて量を比較したり、量の大小及び相等関係を表現したりする力を養う。
- ウ 数量や図形の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

D データの活用

- ア 身の回りにある事象を、簡単な絵や図を用いて整理したり、記号に置き換えて表したりしながら、読み取り方について理解することについての技能を身に付けるようにする。
- イ 身の回りの事象を、比較のために簡単な絵や図に置き換えて簡潔に表現したり、データ数を記号で表現したりして、考える力を養う。
- ウ 数量や図形の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

〔音楽〕

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活の中の音や音楽に興味や関心をもって関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、感じたことを音楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 感じたことを表現することや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら、音や音楽の楽しさを味わって聴くことができるようにする。

- (3) 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じるとともに、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

- ア 音や音楽に注意を向けて気付くとともに、関心を向け、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽的な表現を楽しむことや、音や音楽に気付きながら関心や興味をもって聴くことができるようにする。
- ウ 音や音楽に気付いて、教師と一緒に音楽活動をする楽しさを感じるとともに、音楽経験を生かして生活を楽しいものにしようとする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

- ア 曲名や曲想と簡単な音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽表現を工夫することや、表現することを通じて、音や音楽に興味をもって聴くことができるようにする。
- ウ 音や音楽に関わり、教師と一緒に音楽活動をする楽しさに興味をもちながら、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにしようとする態度を養う。

○3段階

(1) 目標

- ア 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
- ウ 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に興味をもつとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

【図画工作】

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

- ア 形や色などに気付き、材料や用具を使おうとするようにする。
- イ 表したいことを思い付いたり、作品を見たりできるようにする。
- ウ 進んで表したり見たりする活動に取り組み、つくりだすことの楽しさに気付くとともに、形や色などに関わることにより楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

- ア 形や色などの違いに気付き、表したいことを基に材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようにする。
- イ 表したいことを思い付いたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったりすることができるようにする。

ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを感じるとともに、形や色などに関わることにより楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

○3段階

(1) 目標

ア 形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくるようにする。

イ 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。

ウ 進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、形や色などに関わることにより楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

[体育]

1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題に気付き、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 遊びや基本的な運動の行い方及び身近な生活における健康について知るとともに、基本的な動きや健康な生活に必要な事柄を身に付けるようにする。

(2) 遊びや基本的な運動及び健康についての自分の課題に気付き、その解決に向けて自ら考え行動し、他者に伝える力を養う。

(3) 遊びや基本的な運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

ア 教師と一緒に、楽しく体を動かすことができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようになる。

イ 体を動かすことの楽しさや心地よさを表現できるようにするとともに、健康な生活を営むために必要な事柄について教師に伝えることができるようにする。

ウ 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

ア 教師の支援を受けながら、楽しく基本的な運動ができるようにするとともに、健康な生活に必要な事柄ができるようになる。

イ 基本的な運動に慣れ、その楽しさや感じたことを表現できるようにするとともに、健康な生活に向け、感じたことを他者に伝える力を養う。

ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく運動をしようとしたり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を養う。

○3段階

(1) 目標

ア 基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けるとともに、健康や身体の変化について知り、健康な生活ができるようになる。

イ 基本的な運動の楽しみ方や健康な生活の仕方について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝える力を養う。

ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようするとともに、自分から健康に必要な事柄をしようとする態度を養う。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書（一般図書）を 使用する場合について

小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部、
中学部で使用する教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下
「検定済教科書」という。）、文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書
（以下「著作教科書」という。）及び学校教育法附則第9条第1項の規定によ
る教科用図書（以下「一般図書」という。）である。

次の場合には一般図書を使用する。

- 1 特別支援学校の小学部及び中学部において、検定済教科用図書又は著作教
科用図書のない場合（関連法令：学校教育法施行規則第135条第2項）。
- 2 特別支援学校の小学部及び中学部において、重複障害を有する児童生徒に
ついて特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用
図書を使用することが適当でない場合（関連法令：学校教育法施行規則第1
31条第2項）。
- 3 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成
する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合（関連法令：
学校教育法施行規則第138条、第139条）。

※ 根拠法令は次ページに記載

〔根拠法令〕

学校教育法施行規則

第 135 条

- 2 第 57 条、第 58 条、第 64 条及び第 89 条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

第 89 条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第 131 条

- 2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第 138 条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条、第 52 条の 3、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 74 条の 3、第 76 条、第 79 条の 5 及び第 107 条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第 139 条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

令和5年度佐賀県教科用図書選定審議会委員

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令9条による区分	氏名	職名	所属
1号委員 義務教育諸学校の校長及び教員	有馬 ゆかり	校長	みやき町立三根中学校
	牟田 尚敏	校長	佐賀市立本庄小学校
	小野 龍智	校長	大和特別支援学校
	千北 昌子	教頭	多久市立東原席舎西溪校
	福田 泰司	教頭	神崎市立脊振中学校
	植木 暁子	指導教諭	佐賀市立思斉小学校
	山上 陽子	教諭	鹿島市立能古見小学校
	石井 弥生	教諭	大和特別支援学校
2号委員 県教育委員会事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員	石井 博善	所長	東部教育事務所
	馬場 光弘	所長	県教育センター
	飯塚 美穂	指導主事	東部教育事務所
	松園 奈津子	指導主事	西部教育事務所
	杉崎 士郎	教育長	嬉野市教育委員会
	松本 定	教育長	伊万里市教育委員会
	水田 貴久子	指導主事	基山町教育委員会
	喜多 千鶴	指導主事	白石町教育委員会
3号委員 教育に関し学識経験を有する者	芳野 正昭	教授	佐賀大学教育学部
	宮崎 耕一	准教授	西九州大学こども学部
	江田 明弘	県PTA連合会会長	県PTA連合会
	佐伯 美由紀	県PTA連合会母親委員長	県PTA連合会

令和5年度佐賀県教科用図書選定審議会事務局一覧

	職 名	氏 名
1	副教育長	嘉村 直樹
2	学校教育課長	原岡 秀直
3	学校教育課参事	槇 俊二
4	学校教育課指導主幹	藤田 浩巳
5	教育振興課特別支援教育室長	近藤 清孝
6	学校教育課特別活動担当係長	溝口 隆一郎
7	教育振興課特別支援教育室係長	河野 健治
8	学校教育課特別活動担当指導主事	松本 明子
9	学校教育課特別活動担当指導主事	重永 さゆり
10	教育振興課特別支援教育室指導主事	川崎 絵里子

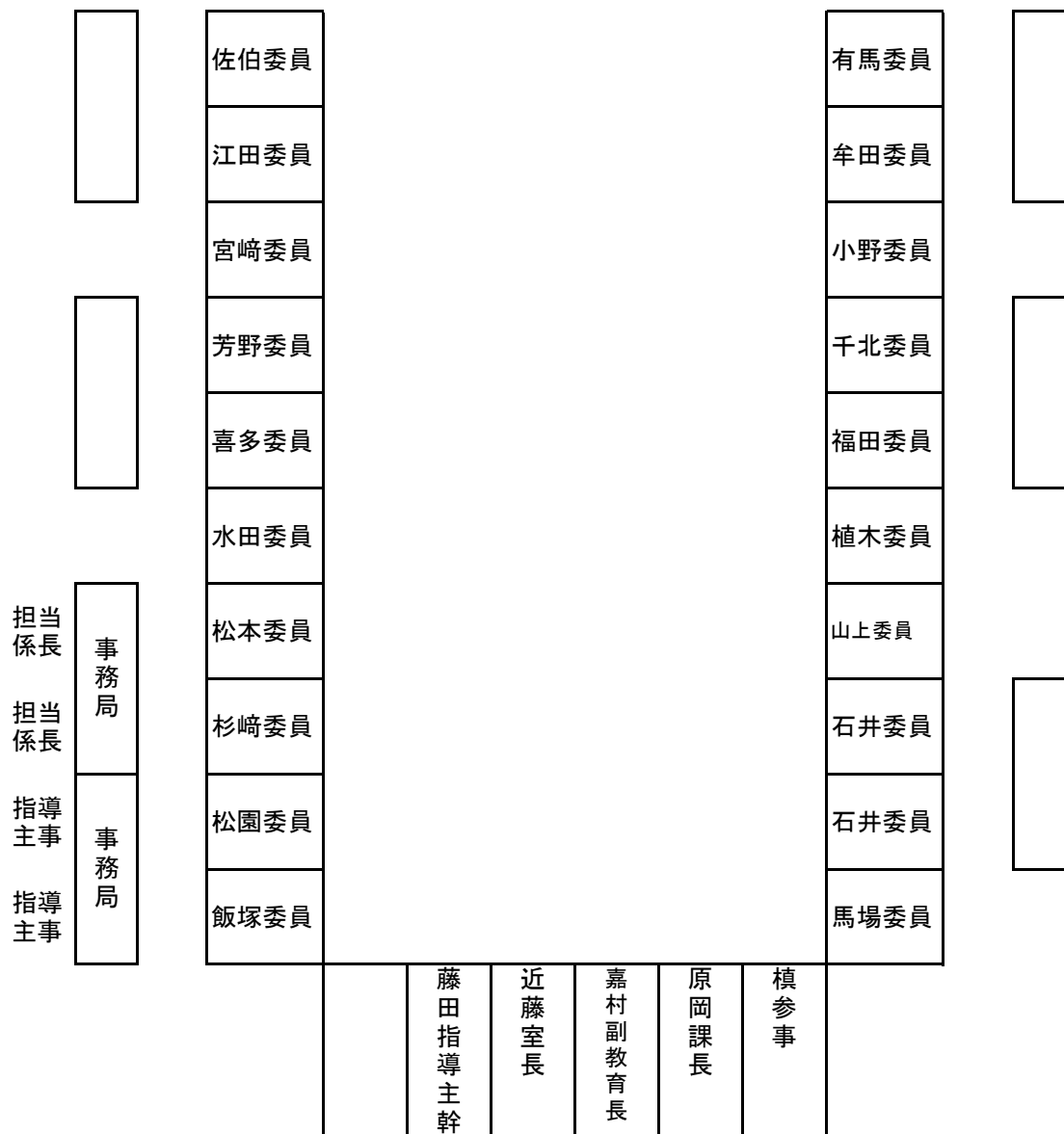
令和5年度第1回佐賀県教科用図書選定審議会 座席表

令和5年4月20日(木) 15:00~16:30
 県庁新館4階 特別会議室

スクリーン

会長

副会長



出入口

